

佐賀県教育庁及び学校その他の教育機関に勤務する現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 25 年 3 月 25 日

佐賀県教育委員会委員長 牟 田 清 敬

佐賀県教育委員会規則第 2 号

佐賀県教育庁及び学校その他の教育機関に勤務する現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則
佐賀県教育庁及び学校その他の教育機関に勤務する現業職員の給与に関する規則(平成 23 年佐賀県教育委員会規則第 7 号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>(佐賀県現業職員の給与に関する規則に定める現業職員の例によることとされる佐賀県教育庁及び学校その他の教育機関に勤務する現業職員に関する読替え)</p> <p>2 平成 23 年 4 月 1 日以後におけるこの規則による改正後の佐賀県教育庁及び学校その他の教育機関に勤務する現業職員の給与に関する規則第 2 条第 1 項の規定により佐賀県現業職員の給与に関する規則(昭和 37 年佐賀県規則第 91 号)に定める現業職員の例によることとされる佐賀県教育庁及び学校その他の教育機関に勤務する現業職員(以下「職員」という。)に対する佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成 22 年佐賀県規則第 27 号)附則第 2 項、第 3 項、第 11 項、第 12 項及び附則別表第 2 の規定の適用については、同規則附則第 2 項及び第 3 項中「平成 22 年 4 月 1 日」とあるのは「平成 23 年 4 月 1 日」と、同規則附則第 11 項(見出しを含む。)中「平成 27 年 4 月 1 日」とあるのは「平成 28 年 4 月 1 日」と、同規則附則第 12 項中「平成 27 年 4 月 1 日」とあるのは「平成 28 年 4 月 1 日」と、<u>「平成 27 年 3 月給料月額」</u></p>	<p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>(佐賀県現業職員の給与に関する規則に定める現業職員の例によることとされる佐賀県教育庁及び学校その他の教育機関に勤務する現業職員に関する読替え)</p> <p>2 平成 23 年 4 月 1 日以後におけるこの規則による改正後の佐賀県教育庁及び学校その他の教育機関に勤務する現業職員の給与に関する規則第 2 条第 1 項の規定により佐賀県現業職員の給与に関する規則(昭和 37 年佐賀県規則第 91 号)に定める現業職員の例によることとされる佐賀県教育庁及び学校その他の教育機関に勤務する現業職員(以下「職員」という。)に対する佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成 22 年佐賀県規則第 27 号)附則第 2 項、第 3 項、第 11 項、第 12 項及び附則別表第 2 の規定の適用については、同規則附則第 2 項及び第 3 項中「平成 22 年 4 月 1 日」とあるのは「平成 23 年 4 月 1 日」と、同規則附則第 11 項(見出しを含む。)中「平成 27 年 4 月 1 日」とあるのは「平成 28 年 4 月 1 日」と、同規則附則第 12 項中「平成 27 年 4 月 1 日」とあるのは「平成 28 年 4 月 1 日」と、<u>同項第 1 号中「平成 27 年 3</u></p>

改正前	改正後
<p>とあるのは「平成 28 年 3 月給料月額」と、同規則附則別表第 2 中「平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで」とあるのは「平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで」と、「平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで」とあるのは「平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで」と、「平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで」とあるのは「平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで」と、「平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで」とあるのは「平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで」とする。</p>	<p>月 31 日」とあるのは「平成 28 年 3 月 31 日」と、同規則附則別表第 2 中「平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで」とあるのは「平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで」と、「平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで」とあるのは「平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで」と、「平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで」とあるのは「平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで」と、「平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで」とあるのは「平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで」とする。</p>

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。